

【令和6年度こども加算分給付金のお知らせ】

～令和6年度住民税非課税世帯へ児童一人当たり2万円を支給します～ ※条件あり

【支給対象の世帯】

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金（3万円）を受給した又は受給資格のある世帯のうち、基準日（令和6年12月13日）時点で、同一世帯で18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童を監護している世帯

【申請期限】

令和7年7月31日（木）

（新生児については令和7年6月30日までに出生した児童が対象）

令和6年度川崎市物価高騰対策給付金（3万円）を受給された世帯は申請不要で、後日同じ口座にお振込みします。

申請が必要な世帯（基準日時点で児童と別居している等）については市HPをご確認いただき、手続きをお願いいたします。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000171516.html>

【お問い合わせ先】

川崎市物価高騰対策給付金コールセンター 0120-000-685

【発行】

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 給付金担当